

第6回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日時 平成18年4月27日(月)午後1時~午後4時
- 2 場所 長野県庁特別会議室
- 3 出席者
(委員) 大門会長、磯部委員、石坂委員、齋藤委員(富田委員は欠席)
(事務局) 小林チームリーダー、岸田主任企画員、宮原企画員、羽生企画員、前島企画員
- 4 議題
(1) 継続案件の審議
(2) 新規意見聴取案件の報告・審議
- 5 議事経過
(1) 4月21日(火) 各委員へ事務局から新規意見聴取案件資料を事前送付、各
~ 4月24日(金) 委員が資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示
(2) 4月27日(月) 審議会の開催 (別紙:概要のとおり)
(3) 4月28日(火) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員
~ 5月 8日(金) の検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知
- 6 その他
次回審議会の開催日時は、平成19年7月24日(月)午前1時とすることを決定した。

(別紙：概要)

会 長： これから第6回個人情報審議会を開催いたします。本日の議事の主題はお配りのとおりですが、まず、最初に継続案件の審議というところから入ります。
継続案件について、事務局から報告をお願いします。

事務局： (継続案件である阿南病院の「診療情報管理事務」に係る「目的外提供通知の省略」の照会事項について報告。)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員： 「目的外提供通知の省略」については、概ね適当ではあるが、念のため死亡した本人が成年被後見人あるいは未成年者でないことを確認していただきたい。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長： 続きまして、県警本部少年課の「少年関係法令に基づく少年警察活動に関する事務」について、事務局から報告をお願いします。

事務局： (報告。)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員： 内容は概ね適当ではあるが、個人情報の収集の目的は、概括的・抽象的な内容であってはならないものである。

このため、個人情報を収集する対象となる者のうち、不良行為少年については、「現場における注意、助言だけでは少年の非行の防止又は健全育成上十分でない」と認められるとき、かつ、その収集した情報を学校、児童相談所その他、法令上、少年の健全育成を図るべき機関又は保護者に提供し、連携することによって、少年の健全育成に資する必要があると認められる場合」に限定すべきではないか。

また、この旨を登録簿の備考欄に明記すべきではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

(休憩)

会 長： では、再開します。それでは、新規案件 2 2 件と、本日追加されたもので計 2 3 件ございます。

それでは、最初に教育振興チームの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号 3 番から 6 番について、資料に基づき説明。）

会 長： いかがでしょうか。

（各委員 承認）

会 長： 次に、健康づくりチーム及びコモンズ福祉チームの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号 7 番から 9 番について、資料に基づき説明。）

会 長： いかがでしょうか。

（各委員 承認）

会 長： 次に、ビジネス誘発チームの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号 1 0 番から 1 2 番について、資料に基づき説明。）

会 長： いかがでしょうか。

委 員： 案件番号 1 0 番の「長野県営産業団地分譲成約報酬制度事務」については、概ね適当ではあるが、欠格条項への該当性についての情報も収集するものであるため、このことについても個人情報取扱事務登録簿の記載事項に加えるべきではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長： 次に、ビジネス誘発チームの残りの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号 1 3 番から 1 4 番について、資料に基づき説明。）

会 長： いかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長： 次に、税務チームの案件について、説明を求めます。

事務局： (案件番号15番から19番について、資料に基づき説明。)

会 長： いかがでしょうか。

委 員： 案件番号17番の「事業税不均一課税事務」については、適当ではあるが、雇用主を通じて、本人以外の者から個人情報を収集したことや、収集目的を本人に周知することについても、検討することを要望したい。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長： 次に、長寿福祉チームの案件について、説明を求めます。

事務局： (案件番号20番及び21番について、資料に基づき説明。)

会 長： いかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長： 次に、食の安全・生活衛生チームの案件について、説明を求めます。

事務局： (案件番号22番から24番について、資料に基づき説明。)

会 長： いかがでしょうか。

委 員： 案件番号22番の「食の安全・安心モニターの委嘱に関する事務」については、概ね適当ではあるが、応募の理由についても個人情報取扱事務登録簿の記載事項に加えるべきではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長： 最後に、人財活用チームの案件について、説明を求めます。

事務局： （案件番号25番について、資料に基づき説明。）

会 長： いかがでしょうか。

（各委員 承認）

会 長： 本日予定された案件はこれで終了致しました。本日は、ご苦労様でした。